

国際文化学研究科研究生出願における注意事項

1. 在留資格に係る書類について

以下に該当する者は、在留資格認定証明書の交付申請を必要とする。

- ・出願時、日本国外に居住し、日本の在留資格を有していない。
- ・出願時、日本に在住し在留資格を有しているが、本学入学前に有効期限が切れる。

注意：在留カードの有効期間中でも、所属機関の在籍期間終了後に帰国すると、在留カードは失効することがある。

出願期間終了後、出願受理者に対して在留資格認定証明書の申請書類の作成方法について本研究科教務学生係よりメールで詳細に連絡を行うので、交付申請を必要とする者はあらかじめ以下の書類を準備しておくこと。

- ◆ 顔写真（4cm×3cm） のデータ（拡張子がJPGまたはPNG形式）
- ◆ パスポート（写） のデータ（PDFまたはJPG形式）
※氏名、顔写真、パスポート番号及び有効期限等の記載されたページの原寸大コピー
- ◆ 滞在費の裏付けとなる書類
日本において勉強し生活するのに十分な経費を準備していることを証明する資料。
(参考) 神戸大学で研究生在籍期間を1年間として申請した場合に最低限必要となる経費について
生活費の目安 約120万円（月額約10万円×12ヶ月）
生活費のほか、入国後居住を開始するまでの初期費用、入学料、授業料が経費として必要となる。
日本での生活費の目安などについては、神戸大学への留学（STUDY IN KOBE）を参照すること。（<https://www.kobe-u.ac.jp/international/study-in-kobe/index.html>）

1	支弁者が 本人 の場合	本人名義の預金残高証明書又は預金通帳の写し
2	支弁者が 親族 の場合	本人との関係を証明する資料
		支弁者の在職証明書又は所得証明書 支弁者名義の預金残高証明書または預金通帳の写し
3	支弁者が 上記以外 の場合	保証人証明書（様式任意）
		支弁者の在職証明書および所得証明書
		支弁者名義の預金残高証明書または預金通帳の写し

交付申請に関する提出書類の詳細は、メールで本研究科教務学生係に問い合わせること。

gicls-kyomugakusei@office.kobe-u.ac.jp

研究生に合格した者の交付申請は本学が代理で行う。

2. 新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスへの対応のため、本募集要項に定める内容を変更することがある。国際文化学研究所のウェブサイトに掲載するので確認すること。

<http://web.cla.kobe-u.ac.jp/prospective-g#research>

3. 日本国外に在住の外国籍の方が研究生に出願する際の注意事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、日本政府が日本国外から日本への入国を制限している場合がある。この場合、日本国外に在住の外国籍の方が在留資格「留学」により日本に入国・滞在するには日本政府の定めた入国手続きに基づいて査証（ビザ）申請手続きを行い、日本の空港に到着してから所定の日数を自身が確保したホテル等で過ごすことを日本国政府から指示される場合がありえることから、様々な手続きに日数を要し、また待機場所を確保するための費用などの十分な資金が必要になる。

研究生に合格したとしても、日本への入国手続きの関係上、入学日までに日本に入国できるとは限らないことに注意すること。この場合、原則として研究期間の変更は行わない。このことを了承したうえで出願すること。

なお、入国手続きに際して日本への入国の計画が十分に考えられておらず、また、神戸大学や日本国政府の指示を十分に理解できないと思われるために、出願者が日本への入国の際に遵守すべき事項に反する可能性が高いと本研究科が判断した場合は、入学許可を取り消すことがある。